

名古屋市内の小中学生とその保護者にお届けする

PTA名古屋 メディアガイド



メディア概要

発行日 > 年間5回(6月、7月、10月、12月、2月)

注) 上記日程は予定であり予告なく変更する場合があります。

発行部数 > 143,113部(令和3年実績)

仕様 > D4タブロイド8P(全ページフルカラー)

掲載内容 > 名古屋市PTAの活動を中心に市教育委員会、外郭団体、博物館・美術館などの公的機関に関する情報に加え、グルメやレジャーなどライフスタイルに役立つ情報も発信。

配布方法 > 名古屋市立の全小中学校に生徒数分の新聞が送られ生徒直接手渡されます。

発行所 > 名古屋市立小中学校PTA協議会事務局



PTA名古屋の特徴



- ✓ 名古屋市内の公立小中学校の生徒へ配布されるため地域や対象を絞ったアプローチが可能!
- ✓ 公立の小中学校のみに配布されるメディアの信頼性!
- ✓ 小学生・中学生の子どもを持つ20代後半～40代前半の親たちへ確実にお届け!
- ✓ QRコードで公式サイトやSNSへリンクも可能!
- ✓ 切り取りクーポンなどの掲載も可能!
- ✓ 全面フルカラー

[illegible]

1面 記事下広告
※左右に2分割したものが
1面記事下広告1/2枠となります。

[illegible]

最終面 記事下広告
※左右に2分割したものが
最終面記事下広告1/2枠となります。

中面 記事下広告
※左右に2分割したものが
中面記事下広告1/2枠となります。

中面 記事下広告
※左右に2分割したものが
中面記事下広告1/2枠となります。

広告掲載料金

掲載場所	スペース	サイズ(H×Wmm)	料金(円)
一面	記事下広告	100×242	700,000
一面	記事下広告(1/2枠)	100×120	350,000
最終面	記事下広告	100×242	500,000
最終面	記事下広告(1/2枠)	100×120	250,000
最終面	突き出し広告	86.5×52	150,000
中面	記事下広告	100×242	400,000
中面	記事下広告(1/2枠)	100×120	200,000
中面	突き出し広告	86.5×52	100,000

※上記料金は1回分の料金です。年間掲載回数に応じ金額は考慮します。

※上記料金には消費税は含まれておりません。

広告掲載基準①

<注意事項>

- ・記載金額は、広告掲載料です。(原稿製作費等は別途請求となります。)
- ・記載の料金は消費税抜きの金額です。消費税は別途請求となります。
- ・料金は予告無く改定することがあります。
- ・各広告スペースのサイズ・仕様・発行部数は変更となる場合があります。
- ・掲載のお申し込みにあたっては事前審査が必要となる場合があります。
- ・広告枠の空き状況は随時変化します。最新の空き状況はお問い合わせください。
- ・お申し込みにつきましては「本確定」が第一優先となります。
- ・発行日より3週間以前に「本確定」を解除された場合にはキャンセル料が発生する場合がございます。また仮押さえは原則不可とさせていただきます。

<広告掲載基準>

- ・PTA名古屋は名古屋市立小中学校PTA協議会が発行する機関誌です。
- ・広告内容が規約に該当もしくは名古屋市立小中学校PTA協議会、中日NEXTが不適切と判断した場合には掲載をお断りさせていただくことがあります。
- ・小中学生を対象とした学習塾などの募集広告は掲載不可とさせていただく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

<法令・規制に関して>

- ・広告内容に関する条例等関係諸法規、また国際法規に違反しているもの、または信義を損なうもの。
- ・各業種、業界において定める公正競争規約や自主規制などに違反しているもの。
- ・企業間または法廷にて係争中の問題を含んだもの。

広告掲載基準②

<ビジュアル・表現・掲載内容に関して>

- ・ 内容が公序良俗に反し、読者に不快感を与えるもの。
- ・ 広告の責任の所在や実態、内容が明確でないもの。
- ・ 根拠のない最大級の表現(誇大広告)であったり故意に誤認を誘う表現(不当表示)のあるもの。
- ・ 効果効能の約束、確定していない具体的金額の表示などが裏付けなく表記されたもの。
- ・ 暴力や犯罪を肯定、示唆、助長、美化し社会秩序を乱す恐れのあるもの。
- ・ 醜悪、残虐、猟奇的な表現などにより不快感や恐怖心を起こさせるもの。
- ・ 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想信条などで不当に差別するもの。
- ・ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派、意見の広告、並びにそれを擁護し中立の立場を欠くと判断されるもの。
- ・ 過激な性表現、セクシャルハラスメントにあたるもの、またそのように想起させるもの。
- ・ 誹謗中傷、人権侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害などにより基本的人権を損なうもの。
- ・ 児童、及び青少年の保護の視点から健全な育成を妨げるもの。保護の対象となる特定個人の情報を記載したもの。
- ・ 射幸心を煽る表現によるギャンブルのPRを行った場合。

広告掲載基準③

<その他>

- ・読者に混乱、不快感を及ぼす可能性がある場合。
- ・関係省庁から中止命令が出たもの。
- ・広告に偽りの記載があったもの。
- ・申込者または掲載団体が暴力団等を含む反社会的勢力に該当すること、または反社会勢力との関係を有していることが判明した場合。
- ・広告内容の事前審査が指定スケジュールで行われない場合。
- ・その他、名古屋市立小中学校PTA協議会事務局、(株)中日NEXTが不適と判断したもの。

<お問い合わせ>

株式会社中日NEXT
PTA名古屋 事業部
052-223-1005
pta@chunichi-next.com